

議員提出議案等 ー 令和6年6月定例会

発議番号	議案名等	議決結果	議決日
発議第6号	少人数学級の実現と教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書（案）	可決	6月28日
発議第7号	地方財政の充実・強化を求める意見書（案）	可決	6月28日

※ 次ページから発議の内容を掲載しています。

令和6年（2024年）6月28日

三次市議会議長 様

提 出 者

議 員 重 信 好 範

〃 新 田 真 一

〃 藤 岡 一 弘

〃 月 橋 寿 文

〃 増 田 誠 宏

〃 國 重 清 隆

〃 片 岡 宏 文

少人数学級の実現と教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充を
求める意見書（案）の提出について

地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により，上記意見
書（案）を次のとおり提出する。

提 出 先

内閣総理大臣

財務大臣

総務大臣

文部科学大臣

衆議院議長

参議院議長

発議第 6 号

少人数学級の実現と教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充を
求める意見書（案）

子どもたちをめぐる社会状況は刻々と変化している。貧困・いじめ・不登校・
教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しており，子どもたちの
ゆたかな学びを保障するための教育諸施策は多岐にわたる。また教職員の長時間
労働は改善が一向に進んでいない。

2021年の法改正により，小学校の学級編制標準は段階的に35人に引き下
げられるものの，今後は小学校に留まることなく，中学校・高等学校での早期実
施も必要である。加えてきめ細かい教育活動をすすめるためには，学級編制標準
の検討が必要である。一方，厳しい財政状況の中，独自財源により人的措置等
を行っている自治体もあるが，自治体間の教育格差が生じることは大きな問題で
ある。

義務教育費国庫負担制度については，小泉政権下の「三位一体改革」の中で国
庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられた。国の施策として定数改善に
むけた財源保障を行い子どもたちが全国のどこに住んでいても一定水準の教育
を受けられることが憲法上の要請である。ゆたかな子どもの学びを保障するた
めの条件整備は不可欠である。

よって，国会及び政府におかれては，地方教育行政の実情を十分に認識され，
地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように，下記の措置を講じ

られるよう強く要請する。

記

1. 中学校・高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、児童・生徒の背景・実態に沿った教育が実施できる体制整備を推進すること。
2. 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
3. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年（2024年）6月28日

三 次 市 議 会

令和6年（2024年）6月28日

三次市議会議長 様

提 出 者

議 員 新 田 真 一

〃 竹 田 恵

地方財政の充実・強化に関する意見書（案）の提出について

地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により，上記意見書（案）を次のとおり提出する。

提 出 先

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

内閣官房長官

内閣府特命担当大臣（経済財政政策）

衆議院議長

参議院議長

発議第7号

地方財政の充実・強化に関する意見書（案）

今、地方公共団体には、急激な少子・高齢化に伴う社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、感染症対策、DX化、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたり新たな役割が求められている。加えて、急激に進められている自治体システムの標準化や多発化する大規模災害への対応も迫られる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化している。

政府はこれまで「骨太方針2021」に基づき、2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保することとしてきた。しかし、増大する行政需要また不足する人員体制に鑑みれば、今後はより積極的な財源確保が求められる。

このため、2025年度政府予算また地方財政の検討にあたっては、現行の地方一般財源水準の確保から一步踏みだし、日本全体として求められている賃上げ基調に相応する人件費の確保まで含めた地方財政を実現するよう、以下の事項を求める。

記

1. 政府が減税政策を行う場合、地方財政に影響が出ないよう、その財源は必ず保障すること。その際は、「国と地方の協議の場」を活用するなどし、特段の配慮を行うこと。
2. 「地方創生推進費」として確保されている1兆円については、現行の財政需要におい

て不可欠な規模となっていることから、恒久的財源としてより明確に位置付けること。

3. 会計年度任用職員においては2024年度から勤勉手当の支給が可能となったものの、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き、その財政需要を十分に満たすこと。
4. 自治体業務システムの標準化・共通化にむけては、その移行に係る経費と、移行の影響を受けるシステムの改修経費まで含め、デジタル基盤改革支援補助金を拡充するなど、引き続き必要な財源を保障すること。また、DX化に伴い地方においてシステム改修や事務負担の増大が想定される際は、十分な財政支援を行うこと。
5. 地域の活性化にむけて、その存在意義が改めて重視されている地域公共交通について、こども・子育て政策と同様、普通交付税の個別算定項目に位置付けること。
6. 人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年（2024年）6月28日

三 次 市 議 会